

神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員研修事業費補助事業）について

1 概要

看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部が改正され、看護職員の研修についての責務規定が明記されました。この法改正を受け平成 21 年 12 月に新人看護職員研修ガイドラインが制定（平成 26 年 2 月改訂）され、平成 22 年度より、新人看護職員研修に係る補助事業が開始されました。

2 補助の内容

◆新人看護職員研修事業◆

新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

1 新人看護職員研修事業

(事業内容) ガイドラインに沿った新人看護職員に対する研修の実施

(補助先) 上記の新人看護職員研修を実施する病院等 (補助率 1 / 2)

(対象経費) 研修責任者経費、教育担当者経費、諸謝・旅費、備品購入費など

2 医療機関受入研修事業

(目的) 新人看護職員が少ない施設など単独で完結した研修が困難な施設が活用できる外部組織の研修の実施により、新人看護職員研修の着実な推進を図る。

(事業内容) 病院内の新人看護職員研修を公開し、他の病院等の新人看護職員を公募により受け入れた研修の実施。(複数月で実施)

(補助先) 上記の他の病院等を受け入れて新人看護職員研修を行う病院等 (補助率 1 / 2)

(対象経費) 教育担当者経費、消耗品費、備品購入費など

3 多施設合同研修事業

(目的) 新人看護職員が少ない施設など単独で完結した研修が困難な施設が活用できる外部組織の研修の実施により、新人看護職員研修の着実な推進を図る。

(事業内容) 団体等が行う新人看護職員研修を公開し、新人看護職員を公募により受け入れた研修の実施。(複数月で実施)

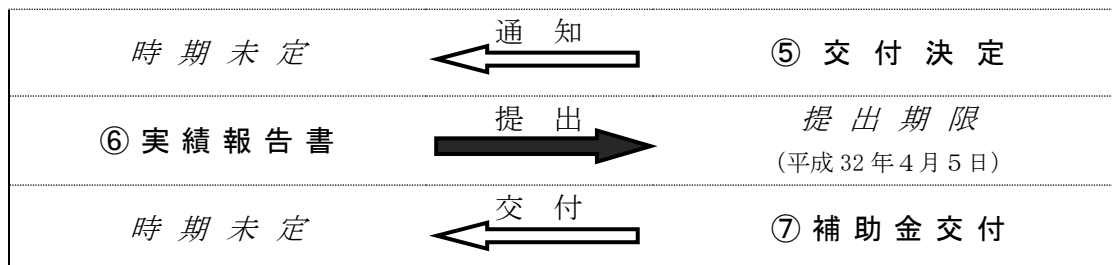
(補助先) 新人看護職員研修を行う団体等 (補助率 1 / 3)

(対象経費) 教育担当者経費、消耗品費、備品購入費など

3 神奈川県における補助事業の流れについて（現段階の予定）

補助を希望する病院は、事業を着手する前（平成 31 年 3 月中）に事前着手届を提出する必要があります。その後、速やかに事業計画書を提出してください。

各病院		県
① 事前着手届	提出 →	提出期限 (平成 31 年 3 月 29 日)
② 事業計画書	提出 →	提出期限 (平成 31 年 4 月 26 日)
時期未定	通知 ←	③ 内示
④ 申請書	提出 →	時期未定 (内示通知時にお知らせします。)



4 事業計画書等の提出について

様式等は、神奈川県ホームページよりダウンロードしてください。

【掲載ホームページ】

新人看護職員研修補助金のページ

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/>)

→組織で探す

→健康福祉局

→保健人材課 (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1598/>) のページ内

→「新人看護職員研修事業補助金のページ」

【提出物】

(1 新人看護職員研修及び2 医療機関受入研修事業)

- 1 事前着手届 (押印書類)
 - 2 委任状 (押印書類) ※事前着手届の届出者が法人の設置者でない場合のみ必要
 - 3 新人看護職員研修事業計画書 調書
 - 4 新人看護職員研修事業所要額調書 (別紙 1-1)
 - 5 対象経費の支出予定額算出内訳 (別紙 1-2)
 - 6 新人看護職員研修事業計画書 (別紙 2)
 - 7 研修実施体制 (別紙 2-1)
 - 8 研修内容計画書 (別紙 2-2)
 - 9 採用職員及び新人看護職員研修対象者 (別紙 2-3)
 - 10 他施設新人職員研修受入名簿 (別紙 2-4)
(※医療機関受入研修を実施する施設のみ)
- } 3～10は1つのエクセルファイル

(3 多施設合同研修事業)

- 1 事前着手届 (押印書類)
 - 2 新人看護職員研修事業計画書 調書
 - 3 新人看護職員研修事業所要額調書 (別紙 1-1)
 - 4 対象経費の支出予定額算出内訳 (別紙 1-2)
 - 5 研修内容計画書 (別紙 2-1)
 - 6 多施設新人職員研修受講者名簿 (別紙 2-2)
- } 2～6は1つのエクセルファイル

【提出方法】

- ・ 郵送にて提出をお願いします。

【提出期限】

- ・ 事前着手届及び委任状 平成31年3月29日(金)
※ 期限が短くなっていますのでご注意ください。
- ・ 上記以外 平成31年4月26日(金)

【提出先・問合せ先】

住所：〒231-8588
 横浜市中区日本大通 1
 神奈川県保健人材課 看護指導グループ
 新人看護職員研修補助事業担当あて
 TEL：045-210-4759
 FAX：045-210-8858
 メール：chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp

[参考] ◆ 新人看護職員研修 補助金交付額 ◆

基準額	補助対象経費	補助率
<p>1 新人看護職員研修 次の(1)、(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員等が1名するとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円)</p> <p>イ 新人看護職員等が2名以上するとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員等5名以上の場合に5名増すごとに215千円</p> <p>(注) 新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。</p> <p>なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p>	<p>1 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p>	<p>2分の1</p>
<p>2 医療機関受入研修事業</p> <p>(1) 1名～4名を受け入れた場合 1施設当たり 113千円</p> <p>(2) 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円</p> <p>(3) 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円</p> <p>(4) 15～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円</p>	<p>2 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2分の1</p>

<p>(5) 20名以上受け入れる場合 1 施設当たり 1,132千円</p> <p>(6) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに45千円</p> <p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p> <p>3 多施設合同研修</p> <p>(1) 新人看護職員等が10名～14名のとき 339千円</p> <p>(2) 新人看護職員等が15名以上の場合に5名増すごとに113千円</p> <p>(注)</p> <p>1 新人看護職員多施設合同研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>2 新人看護職員等の人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	<p>3 多施設合同研修の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>3分の1</p>
--	---	-------------

※ 以下のとおり算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 1 上表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。